

委託契約書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和3年度山梨県インターネット動画広報業務について次のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1）委託業務名 令和3年度 山梨県インターネット動画広報業務委託
- （2）委託業務の内容 別添「令和3年度 山梨県インターネット動画広報業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- （3）委託期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、別紙仕様書により委託業務を処理しなければならないものとする。仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、山梨県財務規則第109条の2第7号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（秘密の保持等）

第7条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(調査等)

第8条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(実績報告および検査)

第9条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条の規定による甲の検査確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(概算払)

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、委託業務を行うため甲が必要があると認めるときは、乙は第3条に規定する委託料の額の2分の1を上限として、最大1回まで概算払を請求できるものとし、甲は乙から概算払に係る適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲は、第9条に規定する報告書等の検査により委託料の支払額を確定し、これを乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の通知による委託料の支払額と既に概算払を受けている額を比較して、甲に対し、不足する額を請求し、又は超える額(以下「精算残金」という。)を返納するものとする。

4 甲は前項の適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとし、甲が、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合については、前条第2項の例により遅延利息を支払う。

5 乙は第3項の精算残金の返納については、甲の指定する日(以下「返納期限」という。)までに甲に返納しなければならない。

6 乙が、その責めに帰すべき事由によって、返納期限までに当該金額を支払わない場合は、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満であるときは、この限りでない。

(契約解除による委託料の返納)

第12条 乙は、第14条の規定により、契約期間満了前に本契約を解除された場合において、概算払により支払を受けた委託料のうち契約期間の残余の期間に充当されるべき金額を甲に返納しなければならない。この場合において返納すべき金額は日割り計算によるものとする。

2 乙は、当該金額を契約解除の日から30日以内で甲の指定する日（以下「返納期限」という。）までに甲に返納しなければならない。

3 乙が、その責めに帰すべき事由によって、返納期限までに当該金額を支払わない場合は、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満であるときは、この限りでない。

(延滞違約金)

第13条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

(甲による契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

(3) 第21条の規定によらないで、この契約の解除の申出があつたとき。

(4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。

(5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(成果品の著作権及び使用期限)

第15条 この委託業務の成果品の著作権は、甲に帰属する。ただし、動画の性質により甲に帰属させることが出来ない場合には、甲、乙及び動画の創作者の協議により、これを除くものとする。

- 2 前項のただし書きに基づき、成果品の著作権の帰属を甲としない場合、甲、乙及び動画の創作者の協議により、甲における成果品の使用期限を定めることとする。

(成果品の過程動画の利用の許諾)

第16条 乙は、前条1項に定める成果品のうち甲が著作権を有するものについて、成果品の制作課程で撮影した動画の全部または一部を甲が利用（第三者への許諾を含む）することを無償で許諾する。著作権を第三者に移転させた場合には、承継人についても同様の利用を許諾することを保証するものとする。

(成果品の過程動画の複製及び頒布)

第17条 乙は、前条の動画の利用のため、甲が複製及び頒布することを許諾する。

(著作者人格権の不行使)

第18条 乙は、甲及び甲が認めた者の本件成果品の利用に対し著作者人格権を行使しないものとする。ただし、甲が認める場合にはこの限りではない。

(県施設における非営利・無料の上映)

第19条 甲は、甲が管理する施設内、学校など教育機関、駅など公共性が高いと判断される場所及び関連するイベントにおいて、本著作物を上映できるものとする。

(危険負担)

第20条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙による契約の解除請求)

第21条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第23条 甲と乙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(契約に定めのない事項)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長崎 幸太郎 ⑩

乙 ⑩